

労務トラブル検定

《今月のテーマ：こんなときはどっちの保険？ 健康保険・労災保険》



☞：下の①～⑤について、正しいと思う場合は「○」を、間違っていると思う場合は「×」を解答欄に記入してみましょう。

	問題 ★保育施設の事例より出題★	解答欄
①	園児を抱っこしていたら急に暴れたので、落ちないように抱きかかえたところ、腰に強い力がかかり、腰を痛めた。労災保険の対象だ。	
②	勤務終了後に園内で片付けをしていたら、転んで足を骨折した。勤務終了後に起きたことなので、労災保険の対象ではない。	
③	自転車で通勤していたところ、転んでケガをしたので、自身の健康保険証を使って病院を受診した。	
④	園児を毎日抱っこしていて、肩こりや筋肉疲労が辛いので、自身の健康保険証を使って、接骨院を受診した。	
⑤	労災保険の対象であるケガをしたときに、誤って自身の健康保険証を使って受診した場合、後から労災保険に切り替えることはできない。	

山折り

【解答・解説】

- ① 【○】勤務中に園児の行動に対応して負傷した場合は、「業務上の災害」として労災保険の対象になります。園に報告し、健康保険証は使わずに医療機関を受診します。ただし、「ぎっくり腰」の場合は日常的な動作の中で生じるものであるため、たとえ勤務中に発症したとしても労災保険の対象にならないこともあります。
- ② 【×】業務の一環として片付けをしていた中での事故は、勤務終了後であっても「業務上の災害」として労災保険の対象になります。
- ③ 【×】自転車のほか、徒歩であっても、通勤中の事故は「通勤災害」として労災保険の対象になります。自身の健康保険証を使って病院を受診してはいけません。
- ④ 【×】慢性的な肩こりや筋肉疲労に対する施術は健康保険の対象になりません。ただし、医師により何らかの疾患が原因と診断された場合は、健康保険の対象となることもあります。まずは医師に相談し、症状を明確に伝えることが重要です。
- ⑤ 【×】労災の対象であるケガについて病院を受診したときに、誤って自身の健康保険証を使って受診してしまった場合でも、後から労災保険に切り替えることができます。まずは受診した病院に「労災保険へ切り替えられるか」を確認しましょう。

★ワンポイントアドバイス★

保育中のケガや通勤中の事故は労災保険の対象です。どの保険を使うべきか判断に迷った場合は、自己判断で健康保険を使わず、園長に速やかに報告・確認しましょう。また、労災を防ぐためには、園内の設備や動線などの安全点検を定期的に行うことが大切です。日頃からみんなで気を配る習慣が安全な保育環境につながります。